

「電子契約の試行について」 事業者向け説明

令和7年10月

安城市



ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**

電子契約の試行について

・本市では、デジタル技術を活用し、受注者・市双方の事務負担の軽減・利便性向上を図るため、電子契約の試行的な運用を行います。

○電子契約とは

当事者同士が紙の契約書ではなく、電子契約サービス（システム）を用いて、電子データの契約書に電子署名等を行うことで契約を締結すること（使用するサービス：「**電子印鑑GMOサイン**」）。



ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**

試行の対象とする契約

○対象となる契約

令和7年度中に本市が発注する一般競争入札のうち、5件～10件程度。

○確認方法

入札公告に、当該案件が「電子契約の試行対象案件である」旨を記載。

○注意事項

原則、電子契約による契約締結を行う必要があります。

※災害、システム障害等の突発的な事情を除きます。



ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**

事務手続きの流れ

1 「電子契約利用申請書兼メールアドレス申出書」の提出

電子入札システムを通じて市に「電子契約利用申請書兼メールアドレス申出書」を提出する。



2 確認依頼メール（落札決定後）

本市から電子契約書への電子署名の依頼メールが届く。
(メールに電子契約システムのアドレスが記載されています)



3 契約書の確認及び電子署名

システム上に送付された契約書の内容を確認し、電子署名を行う。



4 契約締結完了メール

3の後、本市が電子署名を行った後、契約締結完了のメールが届く。



5 電子契約書の保存

締結済みの電子契約書のファイル(PDF)をシステムから保存する。



1 電子契約利用申請書兼メールアドレス申出書の提出

・電子契約試行案件においては、**必ず「電子契約利用申請書兼メールアドレス確認書」**を提出してください。

・案件ごとに提出が必要です。

・様式は、公告資料に添付してあります。

・以下のタイミングで、電子入札システムを通じて提出してください**(提出がない場合、落札者となれません。)**

1 工事・工事委託 **入札参加申請時**

2 役務調達・物品調達 **入札時**

・代表者等（契約締結権者）、メールアドレス、担当者連絡先等を記載してください。契約に際して必ず使用しますので、**正確に記載してください。**

様式第1（第5条関係）

電子契約利用申請書兼メールアドレス申出書

令和 年 月 日

安城市長 様

申請者 ※	所在地（住所）	
	商号又は名称	
	代表者又は 契約営業所の長等	

※必ず契約書の受注者欄と同一の内容（安城市入札参加資格名簿と同一の内容）を記載してください。

下記の案件について、電子契約の利用を申請します。

記

当該案件の電子契約の締結について、契約締結権者又は契約締結権者から代理権を授与された契約締結事務責任者のメールアドレスは以下のとおりです。

1 電子契約案件

契約番号※		案件名	
-------	--	-----	--

※公告資料に記載された、年度（西暦）から始まる10桁の番号

2 電子契約締結に利用するメールアドレス

利用メールアドレス① (契約締結権者又は代理権を授与された者)	※必須
利用メールアドレス② (①以外の契約担当者)	※任意

3 建設リサイクル説明書等書類の提出について 【該当する工事のみ】

	有(契約までに関連書類を発注担当課にメールにて提出してください。)
	無

4 担当者連絡先

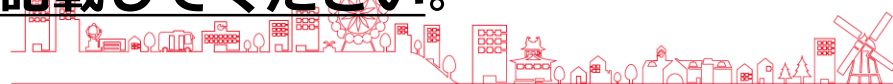
担当者氏名	
連絡先（電話番号）	

※本申請書は、案件ごとに提出が必要です。

※本申請書を提出した場合の建設工事請負契約においては、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条第1項及び2項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて相互に承諾するものとします。

※代表者の変更その他の理由等により、本申出書の申請者の情報と安城市入札参加資格者名簿の情報と一致しない場合、紙での契約に変更することがあります。

※本申請書を提出した場合であっても、紙での契約に変更することがあります。



ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**

電子契約に伴う従来の手続きとの主な相違点

- ・ 入札参加申請時又は入札時に、「電子契約利用申請書兼メールアドレス確認書」の提出が必要です。
- ・ 紙での契約の場合、契約日は開札日当日又は翌営業日でしたが、電子契約においては、運用が異なります（開札日から概ね8営業日後を契約日と想定しています）。
（タイムスタンプの日付（お互い電子署名が完了した日付）が契約日になるよう事務を行います）。
- ・ 工期の始期についても当該契約日の翌日となります。
- ・ 電子契約の案件は、原則、変更契約も電子契約により行います。
- ・ 契約図書とする届出書類（リサイクル法等）で、従来、紙で提出していたものは、電子メールでの提出に変更となります。
- ・ 収入印紙の貼付が**不要**となります。



「2 確認依頼メール」以降の事務の流れの詳細については、電子契約事業者（GMOグローバルサインホールディングス）の資料にて説明をしていますので、確認してください。

「電子契約（試行）のフローチャート」も別途掲載しています。

電子契約サービスを本格導入※できれば、契約事務の効率化、利便性の向上を図ることができ、受注者の皆様にもメリットがあります。

※本格導入後は、電子契約と紙での契約のどちらかが選択可能な運用を予定しています。

**電子契約の試行運用に、積極的なご協力を
よろしくお願いします。**



【運用に関する問い合わせ窓口】

安城市総務部契約検査課契約係

原則、以下のアドレスのページ下部の、お問い合わせフォームからお問い合わせください（QRコードからも同一のページに行けます）。

<https://www.city.anjo.aichi.jp/zigyo/nyusatsu/keiyaku/denshikeiyaku.html>



電話番号：0566-71-2211

【電子契約サービス（電子印鑑GMOサイン）の操作、不具合等に関する質問】

電子印鑑GMOサイン 運営事務局

- ・電話番号 03-6415-7444（ヘルプデスク）
- ・受付時間 10:00-18:00（土日及び祝日は除きます。）
- ・メールアドレス support@cs.gmosign.com
- ・お問い合わせフォーム <https://www.gmosign.com/form/>

